

- I 死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたこと。
- II 妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の方については、死亡労働者等の死亡の当時において、次のイからニまでに該当すること。
 - イ 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母については、55歳以上であること。
 - ロ 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。
 - ハ 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は55歳以上であること。
 - ニ イからハまでの要件に該当しない夫、子、父母、祖父母又は兄弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。
- III 死亡労働者等の死亡の時から施行日(平成18年3月27日予定)までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。
 - イ 婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたこと。
 - ロ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となったこと。
 - ハ 離縁によって、死亡労働者等との親族関係が終了したこと。
 - ニ 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したこと(死亡労働者等の死亡の時から引き続きIIニの厚生労働省令で定める状態にあるときを除く。)
 - ホ IIニの厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったこと(夫、父母又は祖父母については、死亡労働者等の死亡の当時55歳以上であったとき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は死亡労働者等の死亡の当時55歳以上であったときを除く。)

※死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたとは、もっぱら又は主として当該死亡労働者等の収入によって生計を維持されていることを要せず、死亡労働者等の収入によって生計の一部を維持していれば足り、いわゆる共稼ぎの場合もこれに含まれます。

※厚生労働省令で定める障害の状態とは、労災の障害等級第5級以上の身体障害にある状態をいいます。

年金を受けるべき者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順です。

② 支給額

支給額は、遺族の人数に応じて以下のとおりとする予定です。

1人	年240万円
2人	年270万円
3人	年300万円
4人以上	年330万円

※年金は、請求のあった日の属する月の翌月分から支給されます。
請求を行う場合は、早めに手続きを行ってください。

※年金を受ける者が、2人以上いる場合は、その人数で除した額となります。

※同順位の受給権者が2人以上いるときは、そのうちの1人を年金の請求、受領についての代表者とする事となります。

※受給権者が死亡や再婚などで受給権を失うと、その次の順位の方が受給権者となります(これを「転給」といいます。)

なお、転給についても請求が必要となり、請求のあった翌月から次順位者の方に年金が支給されます。

● 特別遺族一時金

① 受給者

I 特別遺族一時金は、次の場合に支給します。

- イ 施行日（平成18年3月27日予定）において、特別遺族年金の受給権者がいないとき。
- ロ 特別遺族年金の受給権者がいなくなった場合で、それまでに支給された特別遺族年金の額が、イの場合に支給されることとなる特別遺族一時金の額未満のとき。

II 特別遺族一時金を受けることができる遺族の方は、以下のとおりです。

- イ 配偶者
- ロ 死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母
- ハ イ・ロに該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹